

最高裁秘書第2694号

令和3年9月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

7月30日付け（8月2日受付、第030407号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「家庭局N e w s （V o l . 7 7 ）」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

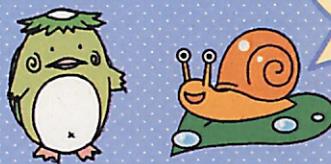
担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 少年法が 変わります

少年法等の一部を改正する法律が令和3年5月28日に公布されました。

同法律は、**令和4年4月1日から施行されます。**

### 改正法の概要



選挙権年齢・成年年齢  
の引下げが背景にな  
っているね

18歳・19歳を**特定少年**として少年法の適用対象とし、**全件家裁送致**を維持しつつ、その適用において、次のような特例規定を整備しました。

- ① 原則逆送対象事件の拡大
- ② 犯罪の軽重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分
- ③ ぐ犯の対象からの除外
- ④ 逆送決定後における不定期刑等の刑事事件の特例規定の不適用
- ⑤ 起訴後における推知報道禁止の解除

etc...

併せて、更生保護法、少年院法等の関係法律の整備も行われました。



少年法改正については、隨時情報提供していきますので、  
今後もチェックしてくださいね。

